

【障がい分】事業概要

○ 福祉・介護職員処遇改善支援事業

(1) 対象事業所

表 1 に掲げるサービス類型の障害福祉サービス施設・事業所等（障害児入所施設、障害児通所支援事業所を含む（以下「施設・事業所等」という。））であって、基準月において、処遇改善加算（処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ又はⅣに限る。）を算定しており、かつ「障害福祉人材確保・職場環境改善等事業の実施について」（令和 7 年 2 月 19 日付け障発 0219 第 3 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「障害福祉人材確保・職場環境改善等事業 実施要綱」及び「障害児支援人材確保・職場環境改善等事業の実施について」（令和●年●月●日付けこ支障第●第●号こども家庭庁支援局長通知）の別紙「障害児支援人材確保・職場環境改善等事業実施要綱」（以下「障がい分の国実施要綱」という。）の「6 補助金の要件」を満たすものとする。

※ 基準月は、原則として、令和 6 年 12 月とする。12 月のサービス提供分が他の平常月と比較して著しく低いなど、各施設・事業所等の判断により、令和 7 年 1 月、2 月又は 3 月の任意の月を対象月とすることができる。ただし、月遅れ請求、再請求等に伴う過誤調整分については、令和 7 年 3 月末日までに生じ、令和 7 年 4 月 10 日までに審査支払機関により受理されたものに限り、反映することとする。

※ 基準月において処遇改善加算（処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ又はⅣに限る。）を取得していない場合であっても、令和 7 年 4 月 1 日まで（体制届出の提出期限が令和 7 年 4 月 15 日まで延長された場合には、4 月 15 日まで）に令和 7 年度の処遇改善加算の取得に係る体制届出をしていれば、本事業の対象とする。また、障がい分の国実施要綱 8（1）の計画書の提出時点で廃止・休止となることが明らかになっている施設・事業所等は、本事業の対象外とする。

※ 計画相談支援、地域相談支援（移行）、地域相談支援（定着）、障害児相談支援については、本事業の対象外とする。

(2) 対象者

本事業を活用して賃金改善を行う場合の対象者は、(1)に勤務する福祉・介護職員とする。また、施設・事業所等において、福祉・介護職員以外の職員を改善の対象に加えることも可能とする。

(3) 補助金の要件

本事業の対象となる施設・事業所等を運営する法人（以下「各法人」という。）は、職場環境改善等に向けて、以下のいずれかの取組の実施を計画又は既に実施していなければならない。

ア 福祉・介護職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化

イ 業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活動等）

ウ 業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担の取組

(4) 補助対象経費

ア 職場環境改善経費

各法人は、補助額に相当する職場環境改善の取組の経費に充てることができる。当該職場環境改善経費には、間接支援業務に従事する者等を募集するための経費及び職場環境改善等（例えば、処遇改善加算の職場環境等要件の更なる実施）のための様々な取組を実施するための研修費等の経費が含まれる。障害福祉分野の介護テクノロジー導入・協同化等支援事業及び地域障害児支援体制充実のための ICT 化推進事業の対象経費に充当することはできない。

イ 人件費

各法人は、補助額に相当する福祉・介護職員等（福祉・介護職員以外のその他の職員を賃金改善の対象としている施設・事業所等については、その他の職員を含む。以下同じ。）の人件費（手当、賞与等（退職手当を除く。以下同じ。））の改善に充てることができる。この際、ベースアップ（賃金表の改定により基本給又は毎月支払われる手当の額を変更し、賃金水準を一律に引き上げることをいう。）に充てられることは想定していないが、各事業者の経営判断として、各種の生産性向上・職場環境改善等の取組の効果により、持続的な賃上げ余力が生じることを見越して、それまでの間のつなぎの原資とすることまで一概に妨げられるものではない。

※ 各法人は、補助金の交付対象期間において、前年同時期と比較し、人件費改善の対象とした職員の平均的な賃金水準（賃金の高さの水準をいう。以下同じ。）を低下させてはならない。

(5) 交付額

$a \times b$ （1円未満の端数切り捨て）

a 一月当たりの障害福祉サービス等報酬総額（基本報酬サービス費に各種加算及び減算を加えた報酬総額）対象月の報酬の額に誤りがあり、過誤調整を実施した場合は、当該過誤調整分の単位数を含む。

障害児入所施設等については、支弁した障害児施設措置費も含めることとする。

b サービス類型別交付率（表1）

(6) 対象事業所数

約400法人（推計）

(7) 交付スキーム

ア 県は、施設・事業所等に対し、事業案内及び事業の申請開始を周知する。

※ 申請は、法人単位とする。また、申請様式は県ホームページに掲載し、各法人においてダウンロードすることとする。

イ 各法人は、申請書等を県へ提出する。

ウ 県は、申請書等を審査の上、申請者である法人に対し、交付決定通知を発送する。

エ 各法人は、県に対して岩手県国民保険団体連合会（以下「国保連」という。）が算定した交付額を請求する。

オ 県は、国保連が算定した交付額を法人に対して支払う。

カ 各法人は、変更交付申請書等を県へ提出する。（国保連算出額に合わせた変更交付申請）

キ 県は、申請書等を審査の上、申請者である法人に対し、変更交付決定通知を発送する。

ク 各法人は、事業完了後、県に対し、実績報告書及び請求書を提出する。

ケ 県は、実績報告書及び申請書を審査し、各法人に対し、決定した交付額を支払う。

(8) 交付スケジュール

実施期間	内 容
令和7年4月1日 ～令和7年4月15日	各法人からの申請書受付
令和7年4月上旬 ～令和7年5月中旬	申請書の審査、交付対象事業所リストの作成
令和7年6月中旬以降～	県から交付決定通知の発送
令和7年6月下旬以降～	県から交付額の支払い（前金払）
令和7年7月 ～令和7年12月	各法人からの変更交付申請（国保連算出額）の受付・審査 県から変更交付決定通知の発送 法人からの実績報告書及び請求書受付・審査
令和7年10月 ～令和7年12月	県から変更交付額の支払（精算払）

表1 福祉・介護職員処遇改善支援事業対象サービス類型別交付率

サービス区分	交付率
居宅介護	12.7%
重度訪問介護	12.7%
同行援護	12.7%
行動援護	12.7%
重度障害者等包括支援	12.7%
生活介護	7.2%
施設入所支援	13.6%
短期入所	13.6%
療養介護	13.6%
自立訓練（機能訓練）	7.9%
自立訓練（生活訓練）	7.9%
就労移行支援	5.5%
就労継続支援A型	5.5%
就労継続支援B型	5.5%
就労定着支援	5.5%
自立生活援助	5.5%
共同生活援助（介護サービス包括型）	9.4%
共同生活援助（日中サービス支援型）	9.4%
共同生活援助（外部サービス利用型）	9.4%
児童発達支援	9.6%
医療型児童発達支援	9.6%
放課後等デイサービス	9.6%
居宅訪問型児童発達支援	9.6%
保育所等訪問支援	9.6%
福祉型障害児入所施設	16.6%
医療型障害児入所施設	16.6%

注 障害者支援施設が行う日中活動系サービスは、各サービスと同じ交付率を適用する。